

# 景観法制定10周年を迎えて

国土交通省  
平成26年6月24日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

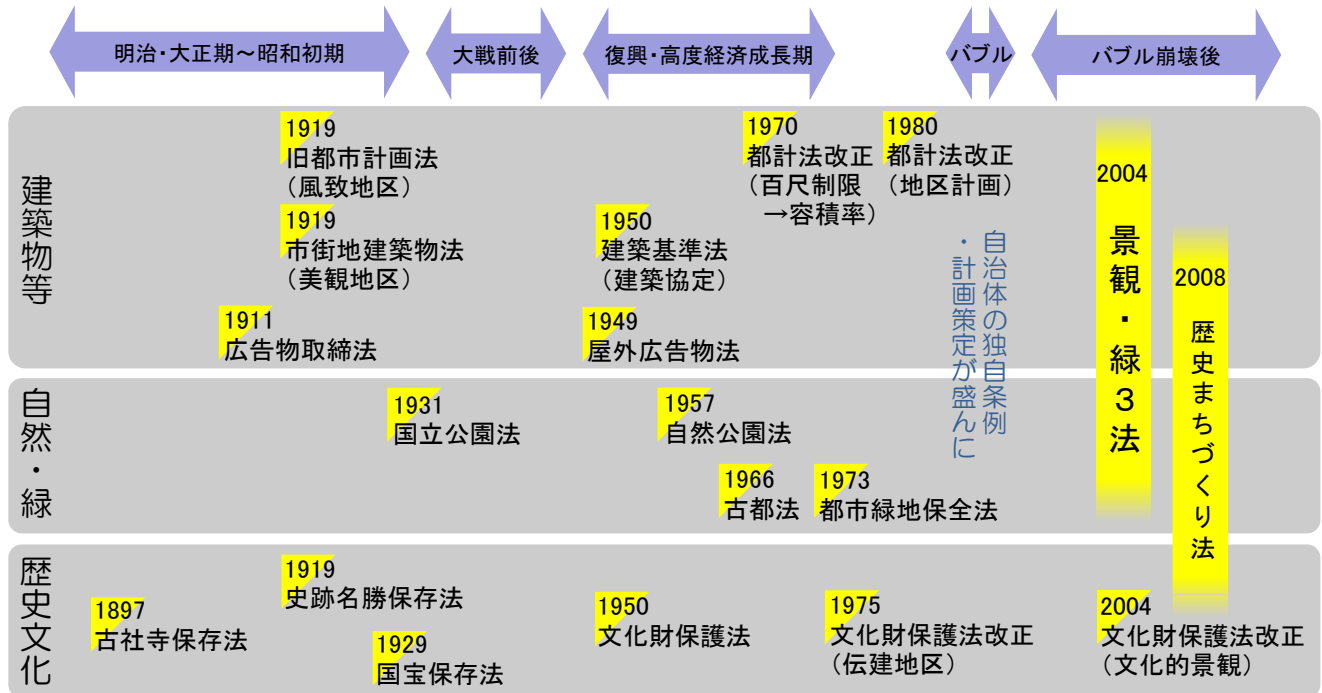
## 1 景観法の制定背景と概要



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

景観法制定に至るまでの歴史をさかのぼると、建築物や広告物についての流れに加え、「自然・緑」、「歴史文化」の分野において個別の法整備が進められてきた。

戦後復興・高度経済成長期の社会要請のなかで進められた法整備が一段落し、自治体での独自条例や計画策定が盛んになる期間を経て「景観・緑3法」として景観法が制定された。



## 景観法整備の背景と必要性

### 法整備以前の自主的な取り組み

- 500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的な景観の整備・保全の取り組み。

### 自主的な取り組みの限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界  
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取り組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」  
(平成15年7月国土交通省)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「観光立国行動計画」  
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

### 必要性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
  - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
  - ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
  - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
  - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、**景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要**

## 基本理念

良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。

都道府県

指定都市

中核市

その他の市町村

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

### 景観計画 (届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物の建築等について、行為の制限を定める

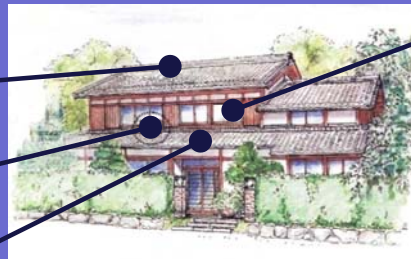
#### ① 形態意匠制限(形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

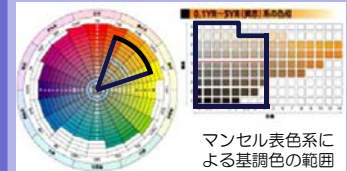
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



### 景観地区 (都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



#### ② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(基準に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

※都計区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

### 景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更に対する許可制)



その他、景観重要公共施設  
景観協定、景観整備機構  
などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



## 2 景観法制定10年間の歩み(運用状況)

# 景観法の活用状況の概要(平成25年9月30日時点)

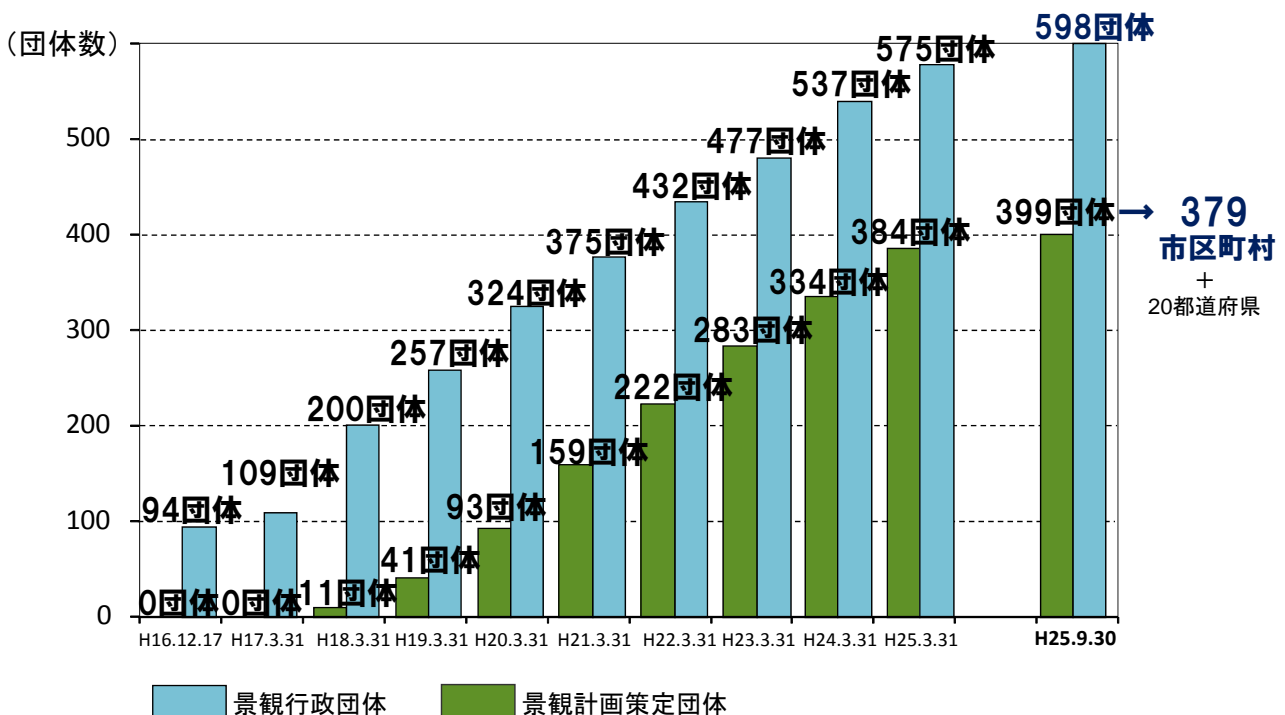
<参考>全体は47都道府県、1,742市区町村

景観行政団体	598団体	(46都道府県、552市区町村)
景観計画	399団体	(20都道府県、379市区町村)
勧告64件(8団体)、命令0件		
建築等行為の届出件数(平成24年度)	36,741件	<参考>平成24年度 全体:579,078件 建築確認等 1~3号:156,094件 の申請件数 適判:18,488件
景観重要公共施設の「整備事項」記載	187団体	(7都道府県、180市区町村)
景観重要公共施設の「許可基準」記載	60団体	(2都道府県、58市区町村)
景観重要建造物	305件	(2都道府県、55市区町村)
景観重要樹木	489件	(33市区町村)
景観協定	44地区	(1都道府県、25市区町村)
景観整備機構	のべ97法人	(18都道府県、49市区町村)
景観協議会	のべ46組織	(2都道府県、32市区町村)
景観地区等	計69地区	(26市区町村)
景観地区	36地区	(20市区町村)
準景観地区	4地区	(3市区町村)
形態意匠制限地区計画等	29地区	(5市区町村)

7

# 景観行政に取り組む団体の推移(平成25年9月30日時点)

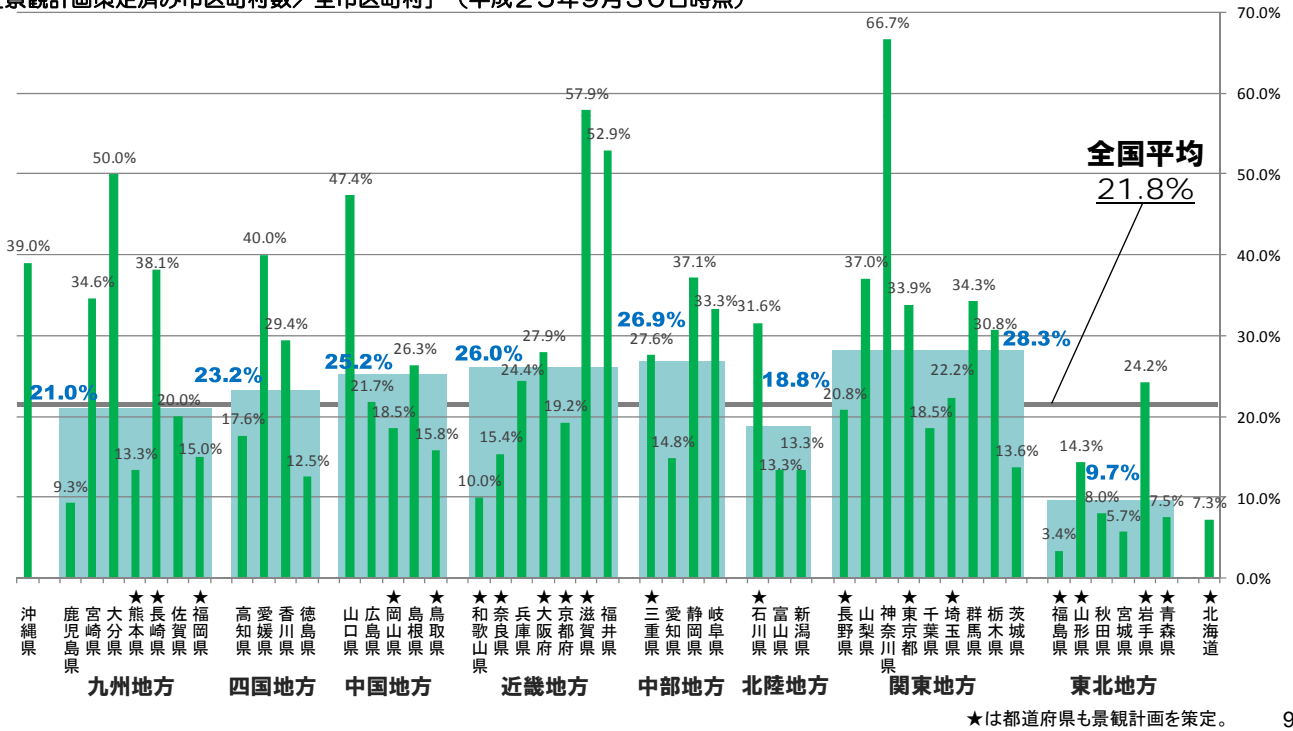
景観行政団体、景観計画策定団体は順調に増加しており、景観法を活用したまちづくりの取組が広がっている。



地方整備局管轄区域単位で見ると概ね20%前後の市区町村で景観計画策定済み(平成25年9月時点)となっている(北海道、東北が他の地整より低い、これは震災以前からの傾向。)

一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に地域差があるといえる。

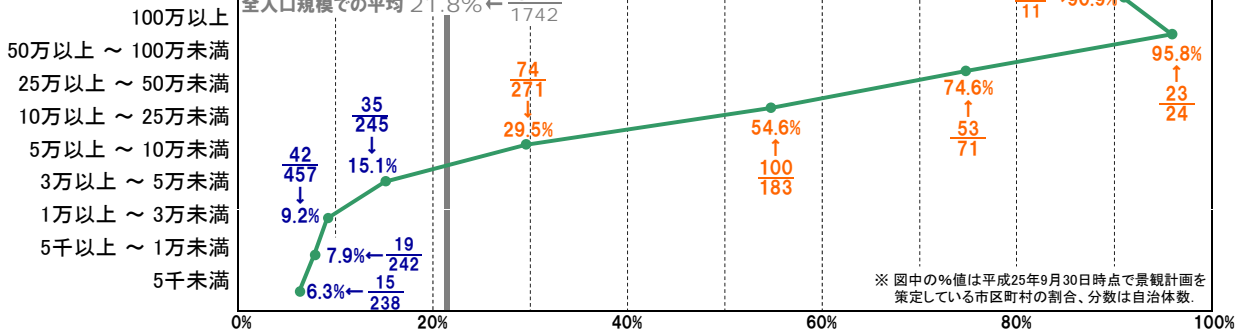
【景観計画策定済み市区町村数/全市区町村】(平成25年9月30日時点)



### 自治体規模(人口)との関係

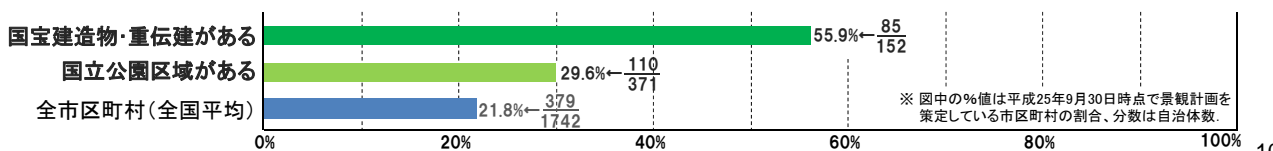
人口規模が大きいほど景観計画を策定している市区町村の割合が大きくなる。特に、人口5万人未満の市区町村では全国平均を大きく下回り、逆に、人口25万人以上の市区町村では半数以上で景観計画が策定されている。

【人口<直近国調(H22)>】



### 地域特性との関係

国宝建造物や重要伝統的建造物群保存地区、国立公園といった優れた景観資源がある場合は、景観計画を策定している市区町村の割合は全国平均より大きく、景観行政の取組が積極的に行われていると言える。



景観計画を策定している市区町村は平成25年9月30日時点で379団体となり、政令市や中核市その他の規模の大きな自治体で制度活用が進んでいる傾向がある。

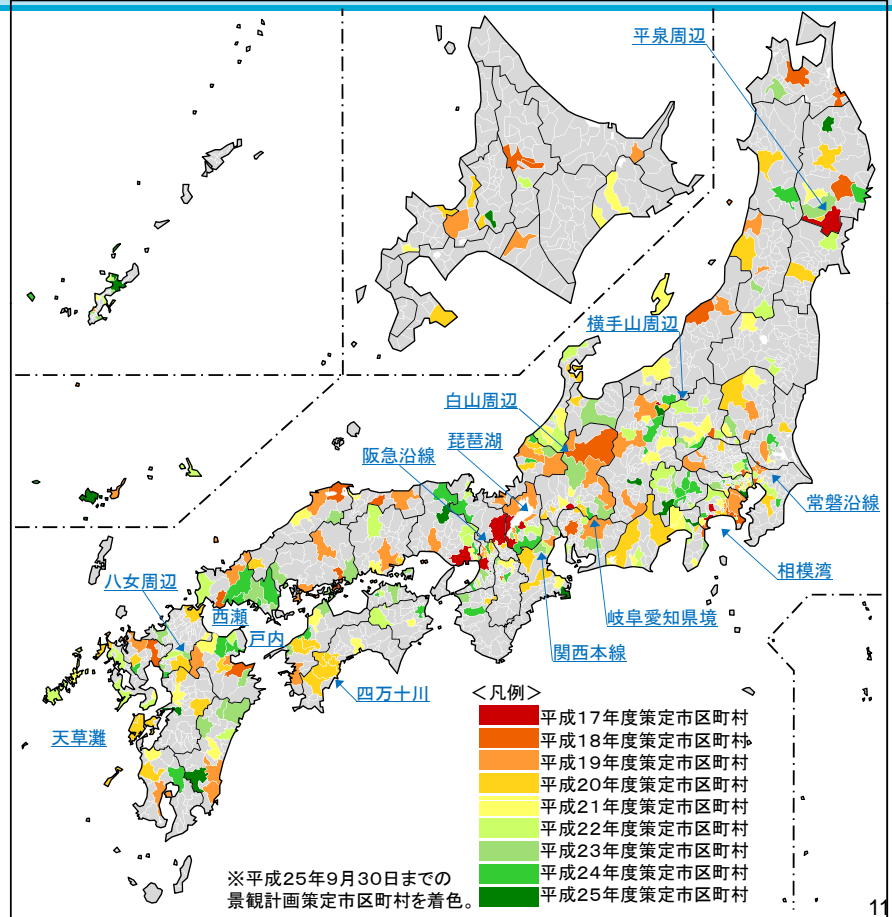
こうした傾向だけでは説明できない景観計画策定が集中している地域がみられるが、その要因として、以下のケースが考えられる。

- ・優れた景観資源がある等により、景観への**地域の意識が高い**。
- ・隣接自治体間で刺激し合いながら景観行政に取り組んでいる。

<例>

**四万十**：清流四万十川を共通の景観資源として流域市町で連携して景観づくりに取組。その結果、ほぼ同時期に1市4町で景観計画を策定。

**相模湾**：古都風致保存の鎌倉、美の条例の真鶴町など、先進的に取り組んできた自治体があり、隣接自治体間で刺激し合いながら景観行政が推進されていると考えられる。

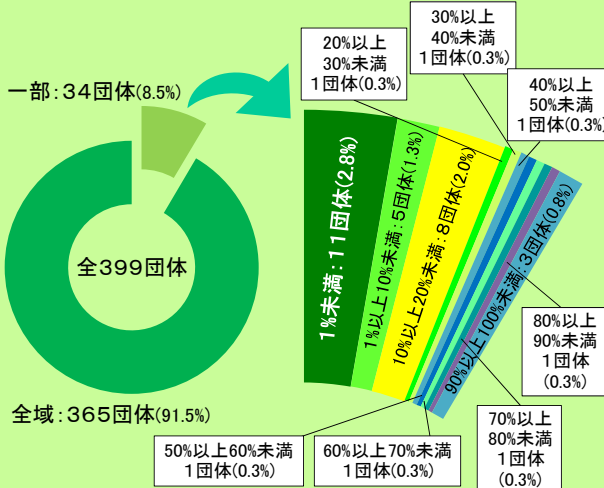


## 景観計画における区域設定の状況(平成25年9月30日時点)

### ■景観計画区域の設定

景観計画を策定している399団体(20都道府県、379市区町村。平成25年9月30日時点)のうち、9割以上が行政区域全体を景観計画区域としている。

行政区域の一部を景観計画区域としているケースでは、景観計画区域は行政区域の10%未満としている団体が約5割を占めており、限定的なエリアで制度を活用するケースが多い。

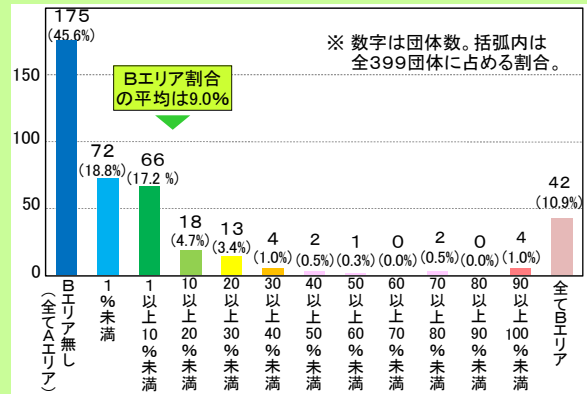


### ■景観計画区域内でのエリア設定

景観計画区域について、行為制限の程度により次の2種類のエリアに分けるとすると、一般的な行為を排除する制限をしていない、制限していても限られたエリアとしているケースが多い。

**Aエリア**：一般的な行為(全国展開ハウスメーカーやマンションデベによる建築を目安)までは制限しないことを意図

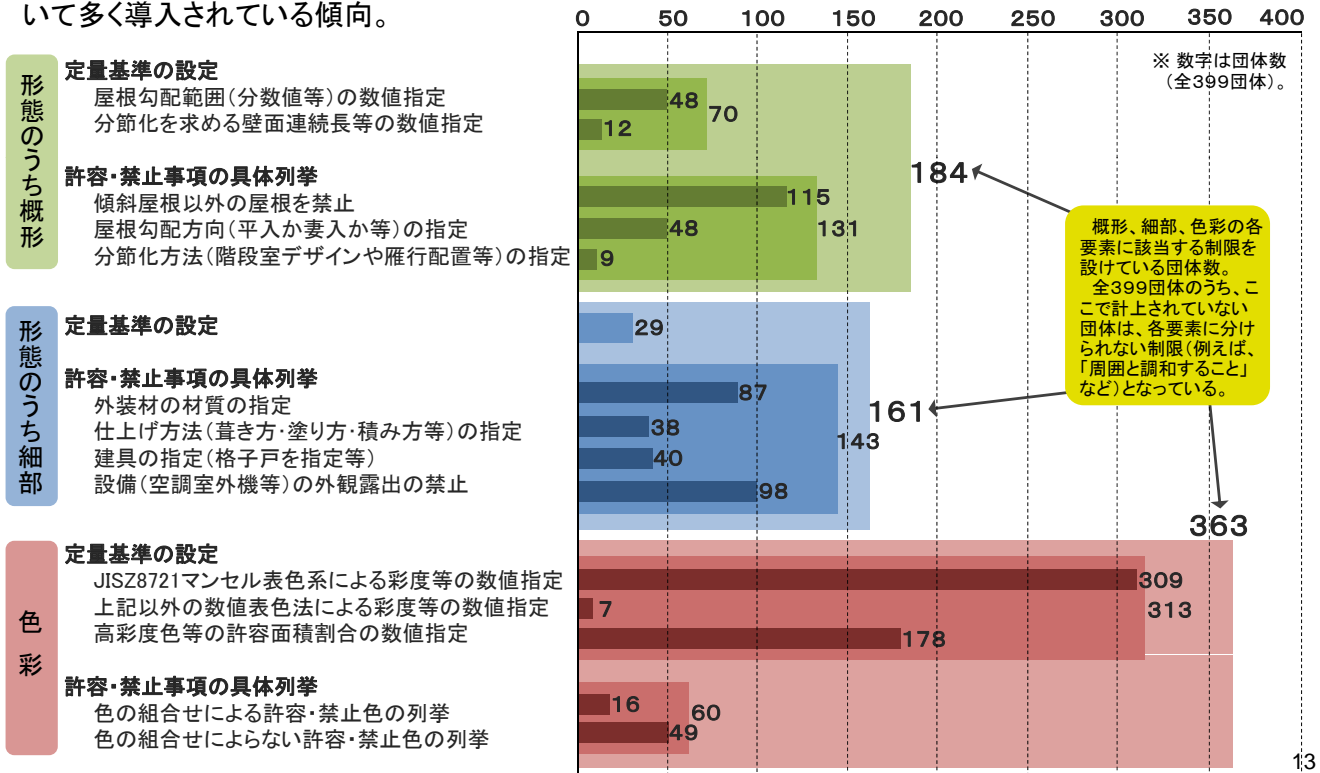
**Bエリア**：Aエリアより厳しい行為制限を意図



【景観計画区域に占めるBエリアの面積割合】

また、54団体の景観計画において、視点場を設定してそこからの眺望景観形成を意図した行為制限が実施されている。

景観計画に定めている形態意匠制限について、明示性を高めるために定量基準設定や許容・禁止事項を具体列挙する方法がある。景観計画を策定している399団体(20都道府県、379市区町村。平成25年9月30日時点)においては、定量基準設定は色彩について多く導入され、具体列挙は形態について多く導入されている傾向。



### 3 景観政策上の課題

検討事項	課題
景観行政団体への移行及び景観計画の策定状況	市町村の景観に関する人材や専門性の不足
	広域的な景観形成の取組みと役割分担の明確化が不十分
	景観計画の多様な活用方法の可能性の理解が不十分
必須事項 (行為制限に関する事項)の活用	地域固有の景観コードの景観形成基準への反映が不十分。事業者の理解不足。
	景観計画に基づく届出・勧告制度の限界
	規制(景観形成基準等)だけで景観の質を高めていくことの限界
	行政職員の体制・知識・ノウハウの不足
	基準内容だけでない、わかりやすく応用可能な情報が不足
主な任意事項・自主事項の活用 (1)景観資源の保全 (景観重要建造物、景観重要樹木等)	行為規制に対する所有者の理解が得られにくい
	指定に要する労力や財政上の負担のため、地方公共団体が指定に消極的
	(2)公共施設整備 (景観重要公共施設等)
(2)公共施設整備 (景観重要公共施設等)	先導的な景観整備に果たす公共施設の役割が大きいことへの理解不足
	行為規制に対する施設管理者の理解が得られにくい
	財政負担等を懸念し、施設管理者が指定に消極的
(3)地区単位の景観形成 (景観地区、準景観地区、景観協定等)	住民の意識醸成が十分ではない
	調査や計画策定の人材・財政的余裕がない

出典:『魅力的な都市景観創出に向けた景観施策のあり方等検討調査 報告書』(H24.3) 15

検討事項	課題
(4)体制づくり (景観協議会、景観整備機構)	景観協議会制度の理解が不十分
	まちづくり活動団体への景観整備機構の指定が少ない
その他の任意事項及び他法令に基づく制度の活用状況	他法令に基づく制度の活用についてのメリットの理解が不十分
屋外広告物法に基づく条例制定状況	屋外広告物条例を運用する体制、知識・ノウハウ、予算が不十分
	景観行政団体である市区町村の意向だけでは屋外広告物行政を実施できない
改正屋外広告物法に基づく制度の活用状況	屋外広告業者の景観に対する理解や協力姿勢の欠如
	違反に対する措置(措置命令、略式代執行、簡易除却)について、行政の運用体制・知識・ノウハウが不十分
	屋外広告業登録制度について、行政区域ごとに必要な手続き等の厳格さに差がある
景観形成の取組み全般による効果とその評価	景観形成の取組みの効果の定量的把握が困難
	住宅地や商業地等、必ずしも特徴的な景観を有しない地域の景観の評価が低い
	廃屋や空き地等による景観阻害といった景観法がカバーできない景観問題の存在

出典:『魅力的な都市景観創出に向けた景観施策のあり方等検討調査 報告書』(H24.3) 16



## 4 懇談会の開催主旨とテーマ



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 懇談会の開催主旨



古来、日本人は、悠久の歴史のなかで「眺め」を慈しみ、育んできた。「もの」と「ところ」が一体となった「眺め」を愛でる文化である。近年を振り返ると、我が国においては様々なモノが供給・整備されてきた。しかし、景観に本来置かれるべき価値を十分認識してのことだったであろうか。諸外国の良好な景観との比較を待つまでもなく、その不十分さに気づくこともありはしないか。景観に対する国民の理解が深まり、良好な環境の創出に対する社会的な要請が飛躍的に高まっている今、効果的な方策の検討を急ぐ必要があるのではないか。

さらに我々は、かつてその時代時代に創られてきた歴史的景観とでもいうべき資産を、意識の底流に説明無用の価値あるものとして共有しており、格別に良好な景観として維持してきた。近年、これらに匹敵する景観を創出するダイナミックな発想が失われているのではないか。歴史的景観をより良好に維持・保全していくことは無論、今こそ100年後に評価できるような将来世代への遺産たり得る景観をいかに創出していくか、真摯に検討することが必要ではないだろうか。

このような問題意識の下、将来に向かって高い志を持って取り組んでいくための今後のあり方、方向性等について、従来型の発想に囚われない形で、広く議論を行うものである。

- **景観法制定10周年**を振り返り、景観施策のあり方を横断的に点検・検証

## 検討領域(主要テーマ)

- **魅力的な都市空間を創るための景観施策のあり方を横断的に点検・検証**

### 景観創出

- ・都市を象徴する風景の形成のあり方
- ・都市構造集約化にあたっての景観施策のあり方 等

### 景観保全

- ・まち並み景観を生きた資源として保全する方策のあり方
- ・富士山等の広域景観資源の保全のあり方 等

- **H26年末に論点整理、H27年夏にとりまとめ(第一次)、以降随時**

19

## テーマ1

### <創出部門>

「都市を象徴する『風景』を形成するにはどうすればよいか」

- ・ オリンピックをはじめとする国際イベントの開催都市としても相応しい、国際的視野を持ったその**都市を象徴する風景(キー・スケープ)を形成**するためにはどうすればよいのか、そうしたビジョンをどのように持てば良いのか、実現するためのツールに不足はないか、制度整備以外に必要な手立てはないか等について、幅広く研究。あわせて東京オリンピック・パラリンピックに向け、大規模な再開発等ではなく、屋外広告物対策等**短期に集中的に実施可能な施策**について研究。

20





BOOK asahi.comより  
<http://book.asahi.com/reviews/column/2012082100035.html>





提供:新宿区 25



通りに突き出た店舗の看板を、地元住民らが独自に定めている「町式目(ちょうしきもく)」によって撤去され、細い石畳の路地がすっきりと見通せるようになった。

出典: YOMIURI ONLINE  
<http://www.yomiuri.co.jp/homeguide/news/20140519-OYT8T50225.html>



出典: <http://atamatote.blog119.fc2.com/>

27

テーマ2

＜創出部門＞

「集約型都市構造への転換にあわせて景観施策をどう展開すべきか」

- 人口減少下で求められる集約型都市構造への転換を契機として、都市景観も大きく変貌することを射程に入れる必要。都市構造転換にあわせて集住誘導に資する魅力ある空間を民間活力を活かしながら、どのように実現すればよいのか。特にまちの多くを占める住宅について景観面から見た場合どうするのか。地域性や文化を活かした街並みにするのか。それとも、建築技術の変遷と共に新たな街並みとなっていくのか。機能誘導と形態誘導を連携させてより大きな効果を得ることはできないか等について、幅広く研究。

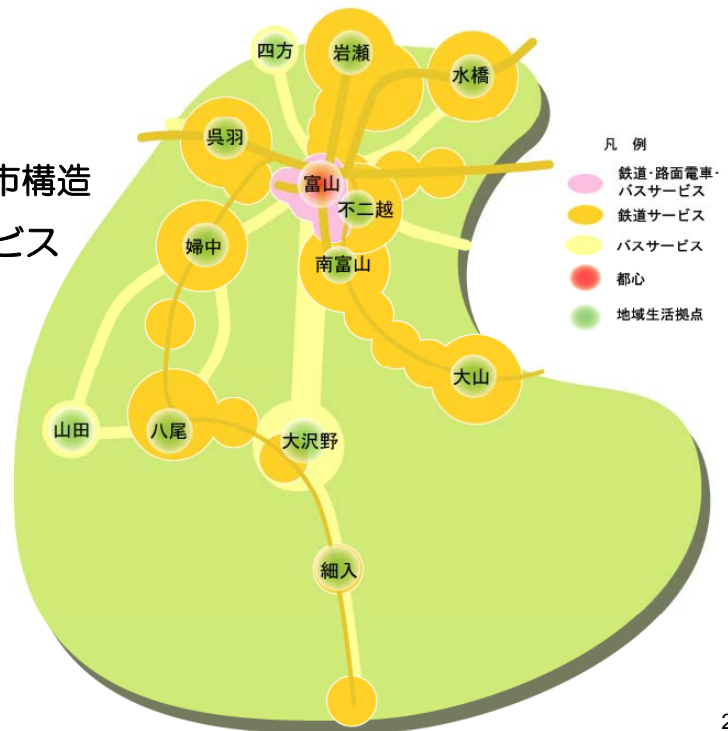
鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、  
公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを実現

## <概念図>

富山市が目指すお団子と串の都市構造

**串** : 一定水準以上のサービスレベルの公共交通

**お団子** : 串で結ばれた徒歩圏



# 魅力あるまちづくり(都市景観の向上)

## ■街路景観を演出するハンギングバスケット、バナーフラッグ等の設置

富山市のシンボルロードである城址大通り等に、通りを美しく彩るバナーフラッグ(垂れ幕)とハンギングバスケット(花かご)を設置



城址通りを彩るハンギングバスケットとバナーフラッグ



市内電車環状線開業時のバナーフラッグ

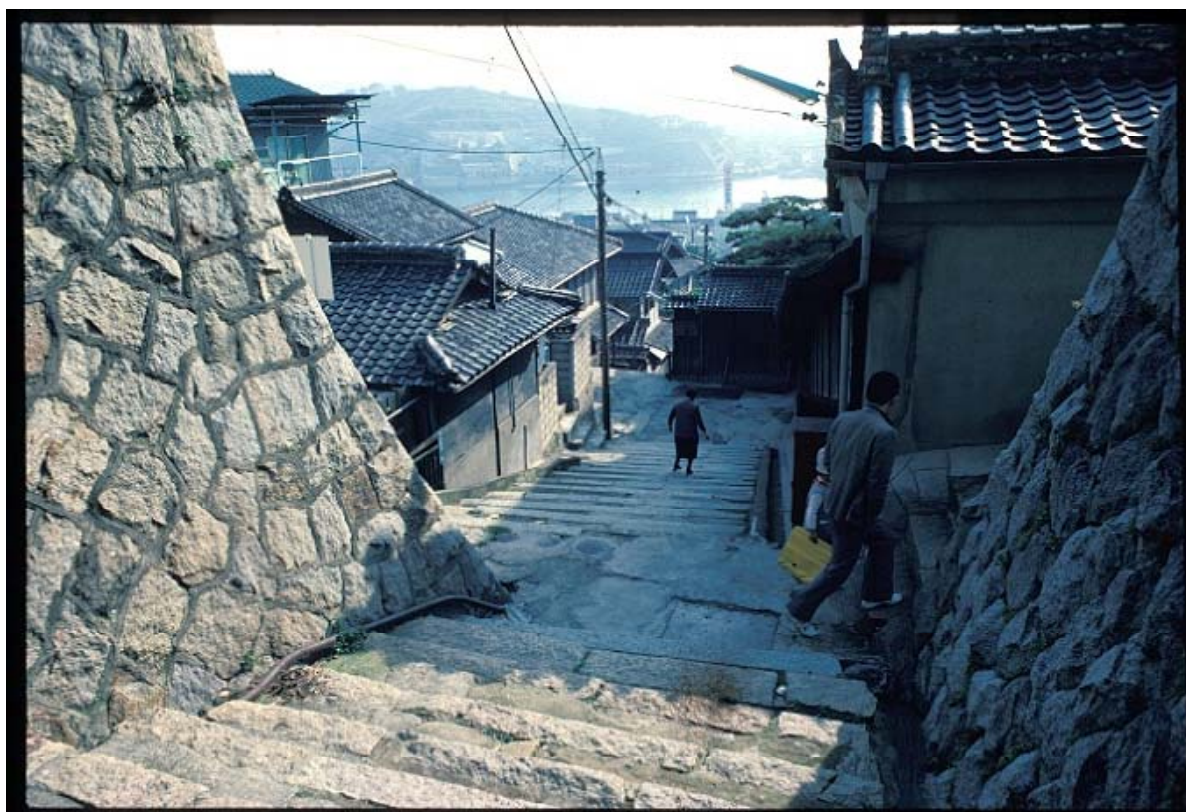


ガラスショーケースの整備

＜保全部門＞  
「まち並み景観を『生きた資源』として保全するには  
どうすればよいか」

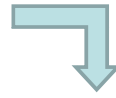
- 保全には「**生きた資産**」として**利活用**されることが不可欠と言われるが、これを実現し、ヨーロッパの地方都市のように、古い建物が当たり前の日常生活の場として利活用され、まち並みが形成されるにはどのような施策展開が必要なのだろうか。近年特区等制度にみられる**ソフト特例措置**も睨みつつ研究。

31



32





- 1 整備場所  
埼玉県深谷市深谷町9-12
- 2 建築面積  
約280㎡(うち市民交流スペース30㎡)
- 3 整備費用  
約8,000万円(別に市民交流スペース  
改修費約1,100万円)



<保全部門>

「富士山等の広域的景観資源の保全施策をどう展開すべきか」

- 富士山や由布岳等の広域的景観資源周辺において近年太陽光や風力発電施設の設置計画があり、景観法や自主条例による保全の取組がみられる。一方で、こうした景観は複数市町村にまたがって形成されており、基礎自治体への権限付与を基本とした景観法での対応に課題が生じている。こうした特殊性のある広域調整を要する景観や国家的景観ともいえる景観保全の方策のあり方について幅広く研究。

木曾川(犬山市・各務原市)



地域のシンボルである犬山城

木曾川

犬山橋より木曾川・犬山城を望む(上流から下流を見る)  
(左岸が犬山市、右岸は各務原市)



提供:岡山市 37

4-4. 全体写真



太陽電池容量 : 12,077 kW  
PCS容量 : 11,110 kW  
想定年間発電量 : 12,850 MWh  
敷地面積 : 約16ha

吉野ヶ里メガソーラー発電所

てるてるの森™

